

平成 27 年(行)第 429 号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国

### 準 備 書 面 ( 8 )

2017 (平成 29) 年 12 月 18 日

東京地方裁判所民事第 38 部 A 2 係 御中

#### 原告訴訟代理人

弁 護 士 秋 山 幹 男

同 二 関 辰 郎

同 古 本 晴 英

同 牧 田 潤 一 朗

同 出 口 か お り

同 藤 原 大 輔

同 小 野 高 広

## 目 次

第1	総論的な被告主張に対する反論	3
1	諸外国の報告書に基づく原告主張について	3
2	本件文書1は非公開を前提として作成されたとする被告主張について	5
3	記載自体が一定の価値判断や評価を伴うこと等について	6
第2	本件文書1の記述に即した原告主張	7
1	今回開示部分の検討	7
(1)	はじめに	7
(2)	該当開示部分を例にした説明	8
(3)	被告が説明すべき事項	9
2	いまだ被告が不開示を維持している個々の主張について	12
(1)	1頁21行目17文字目から22行目まで及び参考資料3に係る不開示部分について	12
(2)	1頁脚注3行目から6行目までについて	12
(3)	項目「国際社会の情勢」について	13
(4)	項目「日本の状況」について	15
(5)	項目「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」について	15
(6)	項目「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」について	17
(7)	項目「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」について	20
(8)	項目「検討・意思決定プロセス」	22
(9)	項目「武力行使の支持に至るプロセス」について	23
(10)	項目「米側への働きかけ」について	24
(11)	項目「米国以外の各国への働きかけ」について	25
(12)	項目「武力行使の法的側面（国際法上の合法性）」について	27
(13)	項目「武力行使支持の理由」について	29
(14)	項目「国民への説明責任についての検証：国会、広報等」について	31
(15)	項目「7. 教訓と今後の取組」中の「情報収集・分析」について	32
(16)	項目「政策決定・実施」について	34
(17)	項目「国民への説明責任」について	35
(18)	「参考資料2（検証チーム名簿）」について	37
第3	結語	37
別紙1		38
1	該当開示部分の内容	38
2	開示に至るまでの経過	39
3	不開示とするための被告の理由付け	39
別紙2		43
1	法5条3号該当性に関する主張	43
2	法5条5号該当性に関する主張	44
3	法5条6号該当性に関する主張	45

被告準備書面(8)に対する反論は、以下のとおりである。

## 第1 総論的な被告主張に対する反論

### 1 諸外国の報告書に基づく原告主張について

イラク戦争について検証した報告書を各国が公表している事実は、日本だけが検証結果を明らかにしないことに合理性は無いこと及び検証結果を開示すべき公益性が高いことを示している。大要このような趣旨の原告主張に対し、被告は、イラク戦争に対する立場、武力行使を行ったのか又はそれを支持したのか等の事情は国により様々であり、検証や報告書の内容も国によって異なると指摘する（被告準備書面(8)7,8頁）。

しかし、検証報告書を作成・公表した国は、いずれもイラク戦争を支持した立場にあり、戦争開始の原因に誤りがあったことを認めている点で共通し、大量破壊兵器の問題や情報機関による情報収集や分析といったテーマについて検証を行っている点でも共通する。報告書の具体的内容が個々の報告書によって異なるのはもちろんのことであるが、いずれの報告書も日本の報告書より遥かに詳細で、報告書の内容を公表している点で共通する。一般論として、どの国にも、外交や安全保障の観点から直ちには公表できない情報のカテゴリーはあるはずであるが、上記のとおり、共通するテーマに関する詳細な報告書を各国が揃って公表している点は重要である。被告のように、これらの共通点を捨象して、事情や内容が国ごとに異なると抽象的に指摘をしても意味はない。

また、被告は、国際慣行とは安全保障上機微な問題に係る情報内容や情報提供元を公にしないことであるとし、一般的に情報提供者がわかると情報提供者の信用低下や報復可能性があることを考慮し、情報内容や情報提供者の氏名等は公にされないと主張する。さらに、「慣行」である以上、明示的な文書で規定されているものではないと述べる（同8頁）。

しかし、日本に対する情報提供元は、被告自身が述べるように、「当時の情報

源のほとんどが各国政府及び国際機関関係者」である（「報告の主なポイント」甲4の2・4頁（ウ）。「各国政府」には、各国政府を介した情報源としてのその国の情報機関等も含まれるであろう。しかし、そういった機関に対するさらなる情報源としての個人（情報提供者）の氏名までが、本件文書1程度の長さの報告書に記載されているとは考えられないし、被告自身も情報提供者の個人名が本件文書1に記載されているとは主張していない。

被告の言う「情報提供者に対する報復の可能性」といったことは、たとえば、弱者たる企業の従業員が内部告発者の場合には妥当するとしても、国際機関や米英の情報機関等が情報提供元である場合には当てはまらない。

また、被告の言う「情報提供者の信用低下」という点についても、諸外国の報告書が、情報機関の失敗を自ら指摘している以上、部外者たる日本が懸念すべき事項ではない。すなわち、諸外国の報告書では、「戦争開始前におけるイラクの大量破壊兵器計画に関する情報機関の判断はインテリジェンスの大きな失敗である。失敗は単に情報機関の判断が誤っていただけでなく、これらの評価が作られ、政策決定者に伝達する方法において重大な欠陥があった」（米国WMD委員会報告、原告準備書面(6)18頁）、「情報源において人的情報源が占めた割合の高さ、閣僚や政府高官に提供された情報機関からの情報の質に疑問が投げかけられた。MI6による情報源のチェックの脆弱性が問題の一因である」（英国バトラー委員会報告書、原告準備書面(6)23頁）などと指摘し、情報機関の誤りを自らの報告書で認めている。加えて、オーストラリアの報告書では、「オーストラリアの情報機関は情報源の多くを外国の情報機関に頼っていた」と指摘しており（オーストラリア・フラッドレポート、原告準備書面(6)25頁）、外国の情報機関が情報提供元であったことを認めている。これらとの比較において、日本だけが情報提供元を開示することに伴う信用低下や報復可能性を考慮する必要性も合理性もない。

さらに、「慣行」である以上明示的な文書で規定されていないとする被告主張

は、一般論として通用する議論ではないうえ、この件についても妥当しない。仮に明文化した文書がなくても「慣行」として遵守すべきものであれば、他国もそれを守り、同様の情報を公にはしていないはずである。ところが、現に他国が公にしているということは、被告が主張するような「慣行」などは存在しないことを端的に示している。

## 2 本件文書1は非公開を前提として作成されたとする被告主張について

まず、この点に関連して「原告の主張」として被告が整理する記載（被告準備書面(8)9頁）が正確ではなく、原告主張の一部しか取り上げていない点を指摘しておきたい。すなわち、被告は、「原告の主張」として「原告準備書面(7)第1の1(2)及び(3)・3ないし7ページ」を引用しつつ（被告準備書面(8)9頁）、原告がその引用箇所を中心に論じている情報公開法や公文書管理法の制定経緯や立法趣旨に照らした主張には一切触れていない。

次に、被告の主張内容について検討するに、被告は、不開示事由に該当するおそれがあることは検証に関与した者は当然認識するし、実際に本件文書1は公表されていないことから、非公開を前提に作成されたことは明らかであると主張する。

しかし、このような被告主張は、結局のところ、本件文書1が非公開を前提にしていたとする被告主張に具体的根拠がないことを自認しているに等しい。

また、被告は、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は5号に該当し、6号は、「行政機関自身が職務として行う検証の結果を記載した文書について除外しておらず」と主張する（被告準備書面(8)10頁）。

しかし、これまでに述べてきたとおり、本件報告書は、戦争開始の根拠とされた理由に誤りがあったことが判明した特殊な事案を検証したもので、「同種」の事態を想定しがたい。仮にそのような「同種」の事例が将来生じるとしても、

本件報告書を公にすることによって、将来の別の事案に関する検証の意思決定に不当な影響を与えるおそれなど具体的には想定しがたい。

また、6号は、そこに記載のある事項を不開示情報（5条柱書）として開示対象から外すという構造の条文であり、逆に、そこに記載がないからといって開示対象から外れるという効果が導かれるわけではない。それゆえ、「除外はしていない」とする被告主張は、6号の条文の構造とは関係なく、具体的には意味をなさない。

### 3 記載自体が一定の価値判断や評価を伴うこと等について

記載自体が一定の価値判断や評価を伴うという被告主張に対する原告の反論について、被告は、「原告は、... 一定の価値判断や評価を伴うというだけでは不開示事由該当性の説明としては足りない」と主張する」と位置づけたうえで（被告準備書面(8)11頁）、再反論として、「被告は、... 一定の価値判断や評価を伴うことから直ちに不開示情報該当性が認められると主張しているのではない」と述べる。

しかし、被告によるこの原告主張の位置づけは、原告主張を曲解したものである。原告は、「『一定の価値判断や評価を伴う』という多くの行政文書が一般的に有する性質の説明だけでは不開示事由該当性の説明としては足りないから、被告は、3号に該当する事情を具体的に説明する必要がある」と主張している（原告準備書面(7)7頁）。つまり、被告による説明は不十分であると原告は指摘しているのであり、その点に誤解の余地はない。この原告指摘に対して反論するのであれば、被告としては3号該当性を具体的に説明すべきであろう。ところが、そのような説明をせずに被告は単に議論を逸らそうとしている。

また、本件文書1は事後的に作成されたものであり、かつ分量的に長いものではないから、そこに示されている価値判断や評価が必然的に相当程度抽象化されているはずとする原告主張について、被告は、原告の憶測に過ぎないと批

判し、また、「対イラク武力行使に関する意思決定における日本の重要な考慮要素を示すものとなり得る」と述べている。

しかし、原告としては、文書の記載内容がわからないので、立場上、推測以上のことはなしえない。本件文書1は、事後的に少ない分量でまとめた文書であるから、相当程度抽象化がなされていると考えるのは、合理的な推測である。また、本件追加開示決定④により被告が現に開示した箇所の分量や記載内容及びいまだ開示していない箇所の分量に照らしても、本件文書1に記載されている事項は一般的概括的記載であることが合理的に推測できる（この点については、後述する個々の記載に即した主張で補足する。）。

被告は、「対イラク武力行使に関する意思決定における日本の重要な考慮要素を示すものとなり得る」と述べるが、「なり得る」という可能性を示す程度の主張にとどまるうえ、過去の特殊な事例に関する抽象的記載にとどまるから、それによって不開示事由該当性を正当化できるものではない。

なお、分量論に関する被告主張は、本件文書1の頁数を被告が実際に明らかにしていたにもかかわらず、そのことを看過して被告準備書面において「明らかにできない」と矛盾する主張をしていたことを糊塗しようとする無理な主張にすぎず、反論に値しない。

## 第2 本件文書1の記述に即した原告主張

### 1 今回開示部分の検討

#### (1) はじめに

被告が本件追加開示決定④により開示した部分（総称して「今回開示部分」という。）について、被告はこれまで3号、5号及び6号該当性等を主張してきた。ところが実際に開示された今回開示部分は、公知の事実と言ってもよい客観的に知られた事実や一般的な記述ばかりであった。

この点を具体的にみるために、例として、今回開示部分のうち被告が該当箇

所のすべてを開示した「1 (1) イラク戦争の経緯」中の「(ア) 湾岸戦争」、  
「(イ) 大量破壊兵器の隠匿」、「(ウ) 2001年以降の展開」の部分（これら  
の開示部分を、以下「該当開示部分」という。）をとりあげて、また、やはり例  
として、不開示理由のうち3号該当性を取り上げて検討する。

## (2) 該当開示部分を例にした説明

該当開示部分の具体的内容、開示に至るまでの経過、不開示とするための被  
告による理由付けは、それぞれ本準備書面末尾添付別紙1に整理したとおりで  
ある。

別紙1の1に整理したとおり、該当開示部分に記載されている具体的内容は、  
安保理決議の出された日付やその概要、イラク戦争をめぐる主要なできごとや  
日付などである。記載順序も時系列に沿った一般的なものであり、記載方法も  
記載内容も、簡潔なものであって目新しい事実は一切ない。

それにもかかわらず、被告は、これまで該当開示部分を不開示とし、その理  
由として、別紙1の3に整理した説明をしていた。理由説明の主要なものをあ  
げると以下のとおりである。

- これら事実関係は政策決定過程に関する検証を行うことを目的とした取  
捨選択を経たものであり、公にすることにより、日本の情報収集・分析能  
力等を推察することが可能となる。
- 将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、日本としての立  
場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が日本政府の政策検討・意  
思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には日本の今後の対応等を正確  
に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能とな  
る。
- イラク情勢をめぐる動きについての日本の認識が明らかになることによ  
り、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対

し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

- 当該不開示部分に記載された事実と、これに記載されていない事実（公表されている事実ではあるが本件文書1には記載されることがなかった事実）とを比較対照したり、あるいは、当該不開示部分に記載された事実のうち、「報告の主なポイント」等の公表資料には記載されていない事実を精査したりすることによって、日本が当時判断を行う上でいかなる事実関係を重視したか、あるいは格別重視しなかった事実は何かを推察することが可能となり、ひいては日本が重要視した視点、論点、関心事項等が明らかになるから、その結果、本件文書1に記載された具体的な検証内容を類推することが可能となる。

被告があげるこれらの理由の特徴として、開示する情報そのものの秘密性を強調しているわけではなく、該当する情報を開示することによって、他国が日本政府の考え方を読み取る手がかりを与えることになるとか、記載されている事項と記載されていない事項とを他国が検討することが可能になるといったように、きわめて間接的で因果関係の存否も疑わしい理由を連ねている点を指摘できる。しかも、被告は将来的に類似の事案を生じるという仮定の事態を想定しているものの、そのような類似の事案の内容も曖昧である。

別紙1の2に整理したとおり、原告が本件文書1の公開を請求したのは2015年1月であり、その後の原告主張にもかかわらず、被告は本年10月に至るまで3年近くの期間にわたり、該当開示部分の不開示を維持してきた。今回ようやくこれらの部分を被告は開示するに至ったが、開示された内容は上述のとおりであり、元来およそ隠すべきようなものではない。

### (3) 被告が説明すべき事項

被告は、本件追加開示決定④に至るまで、該当開示部分をなぜ不開示として

きたのか、しかし今回は判断を変更して開示することにしたのかを具体的に説明する必要がある。該当開示部分の個々の具体的記述に沿って、上記のようなこれまで被告が述べてきた不開示の理由に具体的に当てはめながら説明をすべきである。

この点につき、あるいは、本件開示部分はすでに公表されている情報と同内容なので今回開示するに至ったと被告は説明するかもしれない。しかし、記載内容が公表情報と変わらないという事情は以前から当てはまることであるし、原告もそのことを再三指摘してきた。それにもかかわらず被告は開示を長きにわたって拒んできた以上、単にその点を述べるだけでは説明不足である。

そもそも、情報公開法は、「行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図〔る〕」（法1条）制度であるから、情報公開請求を受けた段階で、公表情報を開示すべきことは当然である。今回判明したことは、被告はそれすら怠ってきたということであり、開示不開示の判断にあたって、職務上の注意義務を適切に尽くしてきたとは言いがたい。

また、被告は、「本件文書1に記載された具体的な検証内容を類推することが可能となる」という理由を挙げて開示をしていなかった部分を今回開示している。ここからわかることは、このような被告主張が誤りであったのか、あるいは、このような被告主張が誤りではないとすれば、いまだ不開示としている部分は、今回開示した部分から類推可能な程度の記述にとどまるかということである。該当開示部分の開示がなぜ可能になったのかを説明する際には、被告は、この指摘にも答えるべきである。

被告によれば、「3号該当性の判断においては、… 高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う」（被告準備書面(1)12頁）ため、「情報公開法5条3号は、同号該当性に関して行政機関の長がした判断について広い裁量権を認めた趣旨の規定である」。被告が言う「高度の政策的判断や将来予測

としての専門的・技術的判断」をどのように用いた結果、該当開示部分をこれまで不開示とし、今回開示する変更に至ったのかを、被告は具体的に説明すべきである。

そして、該当不開示部分は全て開示したものの、他の箇所ではいまだ不開示の部分が残っている。上記のような理由の説明との関連において、いまだ不開示を維持している部分については、なぜ不開示を維持しているのか、その理由を説明すべきである。

この点、被告は、今回開示部分といまだ開示していない部分につき、それぞれ記載内容の概括的な説明はしているものの（被告準備書面(8)14頁以下）、開示部分と不開示部分との質的な違い、あるいは合理的な区別の指標は示していない。今回開示部分についても、いまだ開示していない部分についても、被告は、これまで同じように3号、5号、6号該当性を主張してきた。そのことに照らすならば、そういった区別の指標を被告として説明しなければ、なぜ同じ説明をしてきた今回開示部分については開示ができるが残りの部分は開示できないのかについて合理的説明がなされたとは言えない。

なお、被告が不開示の理由としていた内容は、該当開示部分だけでなく、いまだ不開示を維持している他の部分でも共通して用いられている。具体的にどの部分で同じ理由が用いられているのかについては、本準備書面末尾添付別紙2として整理した。

今回開示部分といまだ開示していない部分との合理的な区別の指標を仮に被告が示せないとすれば、いまだ開示していない部分についての被告判断が正しいとする保証もないことになる。そのような説明がなければ、少なくとも、いまだ不開示とされている部分について被告は不開示を維持するための合理的説明を尽くしたとは言えないから、不開示を維持する被告の決定は取消されるべきである。

以上の点は、本件文書1に全体的に妥当するが、以下では、項を変えて本件

文書1についていまだ被告が開示を維持している箇所について、個々に検討する。

## 2 いまだ被告が開示を維持している個々の主張について

### (1) 1頁21行目17文字目から22行目まで及び参考資料3に係る不開示部分について

ア この部分において、本件追加開示決定④で、新たに開示された部分はない。

#### イ 被告の主張に対する反論

被告は、法5条3号に該当する理由として、「資料の標目や作成時期全体を総覧・分析することで、個々の情報だけでは知り得ない、我が国が情報を収集する場合の傾向等を読み取ることができる」という従来主張を繰り返している(13頁)。しかし、すでに反論しているとおりの、そこに記載されているのは、そういった情報を推測する手掛かりになり得る程度の記載にすぎず、そもそもの因果関係の有無すら怪しく、この部分を開示したからといって、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとは考えがたいし、そのような可能性があるとしても、それは極めて抽象的な可能性に留まり、不開示事由該当性を基礎づける具体的なおそれが生じるとは到底考えられない。

### (2) 1頁脚注3行目から6行目までについて

ア この部分において、本件追加開示決定④で、新たに開示された部分はない。

#### イ 被告の主張に対する反論

被告は、インタビュー対象者が具体的に明らかになると、その者が「工作活動」や「脅迫」の対象となると述べている。

これに対して、外務省自身がイラク開戦当時の意思決定に関与していた者について、「主管」ないし「協議先」中の「中東第二課長」とか「中東アフリカ局長」といった肩書の記載とともに明らかにしている(甲17、甲18)。こ

のように原告が反論したところ、被告は、「当時の資料に『主管』ないし『協議先』として肩書が記載されることと全く性質を異にするものであり、工作活動や脅迫の対象となる蓋然性がより高い」と再反論した（被告準備書面(7)13頁）。

しかし、まず、対イラク武力行使に関する意思決定を日本政府が現に検討している時点で幹部だった立場の者の氏名は、肩書とともに、当該決定があった後、直ちに明らかになっていた。少なくとも情報公開をすることにより開示がなされた。そうであるからといって、その後、これらの幹部の立場の者に、脅迫があったであるとか、工作活動がなされたという事実はない（公になっておらず、被告も主張していない。）。

これと比較し、イラク戦争が終結して10年も経過した後に、インタビューの対象者になったからといって、イラク戦争時の意思決定への関与を理由に「脅迫」されたり、「工作活動」がなされることなど到底考えられない。したがって、「工作活動や脅迫の対象となる蓋然性がより高い」などという被告の主張はまったく理由がない。

### (3) 項目「国際社会の情勢」について

#### ア 説明が不十分であること

この部分において、本件追加開示決定④で、「(ア)」「(イ)」及び「(ウ)」という項目記号だけが新たに開示され、本文は開示されなかった。

被告は、従前、この部分の記載内容について「・・・対イラク武力行為への我が国の対応を検討する上で重要な背景となった関係国・地域の政治情勢、安全保障関連情勢に関する我が国の分析・評価等が記載されている」と説明していた（被告準備書面(5)18頁）。本件追加開示決定④を経ても、被告は、「・・・対イラク武力行使に関する、イラクを除く各国の政治情勢や安保理関連の情勢のうち、我が国の対応を検討する上で重要であった考慮要素が3

つの項目別に記載されている」(同(8)14頁)と説明するだけで、三つの項目別に記載されていること以外には、内容の説明を加えていない。

また、従前は三つの項目別に記載されていることを含めて不開示事由に該当すると主張していたが、本件追加開示決定④において、その点を変更した理由には何ら言及していない。

被告は、不開示事由該当性の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示す必要がある。被告が考慮した事項が三つに分けて記載されているのであるから、その項目毎に具体的な不開示事由該当性を示すべきである。

#### イ 被告の主張に対する反論

前項で指摘したとおり、被告は、はじめて本不開示部分が三つの項目に分かれていることを説明したが、「当該不開示部分の記載自体に、我が国が当時、どのような国際情勢認識の中で、どのような比較衡量、判断を行い、イラクを巡る政策を検討していたかが如実に表れている」、「外交活動において、自国の認識や検討内容が明らかになることは、自らの懸念や行動の予見可能性を関係国にさらすことを意味し、これが将来の交渉戦略上好ましくないことは想像に難くない」などと、これまでの主張を繰り返している(被告準備書面(8)14頁)。

しかし、新たに開示された文書からは、三つある項目の分量は、それぞれ数行ないし十数行程度である。この程度の記載で、「我が国が当時、どのような国際情勢認識の中で、どのような比較衡量、判断を行い、イラクを巡る政策を検討していたか」を他国が正確に把握でき、しかもそれを将来の類似の事案において応用して他国に有利に利用する等とは到底考えられない。したがって、その内容が「関係国」に把握されたからといって、外交交渉戦略等の場面において、日本に不利益が生じる具体的な危険を推認することなど全くできない。

#### (4) 項目「日本の状況」について

ア この部分において、本件追加開示決定④により、冒頭の3行が開示された。  
なお4行程度が開示のままである。

#### イ 被告の主張に対する反論

被告は、開示されたのは、「平成13年4月以降、日本政府がテロとの闘いを推進していたことに関する記載部分」であり、なお、開示されない部分には、「当時我が国が安全保障上の懸念として認識していたイラク以外の特定の地域に係る情勢に関する記述」が含まれており(被告準備書面(7)15頁)、「イラク以外の特定の地域に係る情勢に関し、イラクを巡る政策を検討する際の我が国の関心事項や政策決定における考慮事項が明らかになる」(被告準備書面(8)15頁)と主張している。

しかし、今般開示された部分の記述は、小泉政権の誕生や、同政権のテロとの闘いの支持といった公知の事実にはすぎず、しかもそういった事実を極めて簡素かつ客観的に記載したにすぎない。これに続けて記載された僅か4行程度の不開示部分の記載から、「我が国の関心事項や政策決定における考慮事項」が本当に把握できるのか不明であるが、仮に把握できるとしても、およそ抽象的レベルにとどまるから、これをもって「我が国が関係国との交渉上不利益を被るおそれがある」とか、「我が国の安全が害されるおそれがある」(被告準備書面(5)22頁)などとは、到底考えられない。

#### (5) 項目「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」について

ア この部分において、本件追加開示決定④では、全体で2頁半程度の記述のうち、およそ半分程度の部分が開示された。

#### イ 被告の主張に対する反論

被告は、なお不開示が維持された部分には、「上記の各国際情勢を受けた随時の外務省内外における検討・調整過程、その視点や方針、政府高官への報告及び政府高官からの指示内容、また関係国に対する具体的な働きかけの内容が、時系列や因果関係、背景となる国際情勢及びそれに対する我が国の評価、本件検証としての分析等とともに記載されている。」と主張している（被告準備書面(8)16頁）。

しかし、そもそも本件追加開示決定④の前においても、被告は、「対イラク武力行使に至る我が国政府の検討の契機、イラク情勢の緊張の高まりを受けて、同情勢に対応するため、外務省内でどのような体制が生まれ、どのような情報収集・分析・検討が行われたか、政府部内でどのような協議が行われたか、我が国と関係国との間でどのようなやり取りが行われたか、いかなる判断の下で対イラク武力行使支持の政策決定が行われていたか等について、時系列で、関係国の国名、我が国及び外国政府高官の氏名を列挙するなどして、具体的かつ詳細な内容が記載されている」としていた（被告準備書面(5)23頁）。

これらを比較すると、被告による記載内容の説明は、今回開示された後のものの方が、より抽象的になった。そして、今回ようやく開示された部分については、従前説明していた3号、5号および6号該当性がないことを被告自身も認めたことを意味するが、不開示としていたときには、被告が述べる理由に具体的にどのように当てはまると考えていたのか、なぜ今回の変更がなされたのか、不開示の部分についてのみ、引続き3号、5号、6号に該当する事情があるのか、といった点について具体的な説明は全くない。そのような説明がない以上は、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を被告が示したことはない。

(6) 項目「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」  
について

ア 説明が不十分であること

本件追加開示④により、この不開示部分は(1)から(12)の小項目からなることがわかった。そもそも、そのような項目分けがなされているという事は、項目ごとに異なる内容が記載されているはずである。そして、現に、(1)は「情報収集全般についてみると」との記述から始まり、(12)は「情報共有については」との記述から始まっており異なる内容が記載されている。

被告は、小項目ごとに記載内容を説明することなく、全体的に、「我が国が収集した情報とその収集先、収集の手法、その際の視点、情報収集に係る外務省内外の指示の経緯等の具体的記載[がある]」(被告準備書面(8)18頁)と説明する。しかし、被告には、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示す必要があるから(原告準備書面(2)13頁参照)、各小項目ごとに、何に関するどのような記載がなされており、なぜそれが不開示事由に該当するのかを具体的に説明する必要がある。

イ 追加開示からわかったこと

今回の本件追加開示決定④で、(1)、(9)、(12)の一部の記載がそれぞれ開示された。被告は記載された文章の内容をただ説明するだけで、不開示を維持する部分との違いを具体的に説明していない。開示された文章は、「イラク問題が我が国の最重外交課題の一つであるとの認識の下、在外公館及び本省において、関連情報の収集に最大限努めていたものとみられる。」(乙16・7頁)、「大多数の国が、少なくとも化学兵器と生物兵器関連の大量破壊兵器の隠匿の可能性を認識していたと見受けられる。」(同8,9頁)、「情報共有については[以下一部黒塗り]総理や外務大臣を始めとする政治レベルを含む官邸及び本省の主要関係者には、必要な情報は共有されていたものと見受け

られる。」(同9頁)というものであり、いずれも抽象的あるいは一般的な認識ないし評価を示す記述に過ぎない。今回の情報公開請求がなされてから、本件追加開示決定④に至るまでの3年近くにわたって、外務大臣がこのような情報すら不開示にしていたという事実が重要である。本準備書面第2, 1で述べたことがここにも妥当し、被告として、これまで不開示としていた理由、今回開示することに変更した理由、いまだ不開示にしている部分との質的な違い等について合理的説明をすべきである。そのような説明がなければ、「行政機関の長の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることについての合理的根拠」を被告は提示できていないのであり、不開示を維持する被告の決定は取り消されるべきである。

#### ウ 被告の主張に対する反論

被告は、記載が抽象化されているとの原告の主張は憶測に過ぎないとして、情報収集活動によって得られた情報の種類から情報収集を行う主体が重視する事項が具体的に明らかになり、主体の行動様式を如実にあらわすとして、「関係国に対して我が国の政策上の懸念や行動の予見可能性を明らかにすることを意味〔する〕」等と主張する(被告準備書面(8)18頁)。

しかし、たとえば、(9)には「大多数の国が、少なくとも化学兵器と生物兵器関連の大量破壊兵器の隠匿の可能性を認識していたと見受けられる」という認識ないし評価の記述があることから、その記述の前には、その認識ないし評価の前提となった事実が記載されていることがわかる。その記載のためのスペースは、(仮に(9)の黒塗り部分はその記述であるとしても、あるいはそのような記載が(8)を含めたいくつかの小項目に分かれて記載されているとしても、個々の記述は)せいぜい数行分しかないから、そのような前提事実としてそれほど具体的記述があるとは考えられない。せいぜい、いくつかの具体的な国名とそれぞれの国の認識を示す記述がある程度と考え

られる。そうすると、被告が主張するような関係国が自国を利し、日本の利益を害する戦略を採ることを容易にすることにつながるといったもともと因果関係の存在すら疑わしい結果を招くおそれは考えられず、他国との交渉上不利益を被るおそれや日本の安全が害されるおそれがあるとは考えられない。

仮に、対イラク武力行使問題に関する情報収集活動について、一定程度具体的な情報収集活動が明らかになるとしても、そのことから3号該当性が認められるとの被告の主張には大きな飛躍がある。外交課題の内容や日本と相手国の地理的關係や歴史的経緯、相手国の情勢や国際機関又は他国との關係等の多種多様な事情によって、具体的な外交課題ごとに情報収集すべき情報内容や収集先・収集手段、政策検討上重視する要素や、關係諸国の範圍及び重視すべき關係国はそれぞれ異なる。これらのことからすれば、2003年頃の対イラク武力行使問題についての情報収集活動について一定程度具体的に明らかにしたからと言って、それから15年近く経過した現在あるいは将来において、他の外交課題について、關係国が、開示された情報に基づき自国を利し、我が国の利益を害する戦略を採ることが容易になるとはとても考えられない。

例えば米国は、外務省が開示した文書からもわかるとおり(甲20, 甲21)、対イラク武力行使に至る米国の情報機構の活動を検証し、情報収集先や得た情報の内容、評価の誤り、検証から得られた教訓等の記述を含む、全体で600頁以上に亘る報告書の内容を公表しているが、それは、対イラク武力行使に至る米国の情報機構の活動内容を具体的に知られたとしても、これにより、他の外交課題について、關係国が米国の利益を害する戦略を採ることができるわけではないことが前提になっている。

なお、被告は、「情報収集先」との信賴關係が損なわれるおそれを主張するが、本準備書面第1, 1で述べたとおり、個人としての情報提供者の氏名

が本件文書1に記載されているとは考えられないし、被告もそのような主張はしていない。仮に情報提供先として国際機関や各国の外交ルートないし情報機関等の名称の記載があるとしても、すでに指摘したとおり、たとえばオーストラリアの報告書でもそういった事項は公表しているから、被告が開示することによって信頼関係が損なわれるおそれなどはない。

また、被告は、「これまで、当該不開示部分について内容及びそれを公にした場合の支障について可能な限り主張してきたところであるが、これ以上に、どのような他国との関係でいかなる不利益を被るのかを具体的に説明することは、当該不開示部分に記載されている情報、例えば情報収集先やその内容そのものを明らかにすることを意味〔する〕」と主張する（被告準備書面(8)19頁）。しかし、本項の冒頭で指摘したとおり、(1)から(12)の小項目ごとの説明がないなど被告の説明が不十分なことは明らかであり、「これ以上... 説明することは、... 情報収集先やその内容そのものを明らかにすることを意味〔する〕」との被告主張は明らかに大仰である。

#### (7) 項目「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」について

##### ア 説明が不十分であること

ここで本件追加開示決定④により開示されたのは項目番号のみであり、内容は全て不開示のままである。もっとも、被告は、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示す必要があるから、前記(6)と同様、被告は、この記載部分の項目番号である(1)から(4)の各項目ごとに、何に関するどのような記載がなされており、なぜ各項目が不開示事由に該当するのかを具体的に説明すべきである。

##### イ 被告の主張に対する反論

被告は、対イラク武力行使当時と同様の具体的事案が生じる前にこれ以上具体的な支障の内容や蓋然性を主張することは困難であると主張する。

しかし、わずか1頁弱の記述しかない当該不開示部分に記載されているのは、全て、対イラク武力行使に関して収集された情報の分析及び分析結果の共有等の情報であり、被告準備書面(5)29頁によれば、具体的には、武力行使により生じ得る影響ないし動向に関する情報分析とのことであり、被告準備書面(7)19頁によれば、対イラク武力行使をめぐるイラク情勢に関して収集された情報を踏まえた上での分析の手法や分析過程、分析結果の共有のための資料の作成過程等について指摘し、それらが適切であったかなどの評価が行われているとのことである。(6)で前述したとおり、外交課題ごとに情報収集すべき情報内容や収集先・収集手段、政策検討上重視する要素や関係諸国の範囲及び重視すべき関係国がそれぞれ異なるのであり、特定の時代の、特定の国から特定の国に対する武力行使の影響も、武力行使に関係する特定の国と日本との地理的・政治的関係や、当該時代の国際関係によって大きく異なる。

例えば、数年前の米国の中東地域におけるIS掃討作戦と、約50年前の米国の北朝鮮に対する武力行使とでは、日本との地理的関係や当時の国際関係が異なり、武力行使の対象となる国の周辺国の情勢等も全く異なるから、日本が収集・分析する情報や日本が受ける影響も大きく異なるはずである。中東地域を巡る政治情勢に限っても、短期間で大きく変動する。具体的には、古くは親日国であり日本のODA援助もなされ、15年ほど前までは三菱商事等の日本の商社が駐在員を置いていたシリアは、2011年頃に始まったシリア内戦以降、渡航することすらできない情勢になっている。

このように、武力行使に関する情報・影響分析であっても、時代や日本との地理的・政治的関係、国際情勢によって全く異なる。このことからすれば、15年も前の対イラク武力行使を巡るイラク情勢について、1頁にも満たない概括的な報告文章を公開したからといって、将来的に、いずれかの国が武力行使に及ぶ事態が発生し、日本としての立場・政策を策定する必要性が生じ

た場合に、関係国が日本の今後の対応等を正確に予測することなどできないし、自国を利する形での効果的な外交活動を行うこともできないというべきである。

現に他国の報告書では、本件報告書の「分析についての検証」に相当すると考えられる事項を、記載・公表している。たとえば、原告準備書面(6)で主張したとおり、米国WMD委員会報告書では、イラク戦争開戦に至る段階で、どのような情報に基づいて、イラクがどのような兵器を保有していたと米国が当時認識していたかを振り返り、当時の判断に含まれていた誤りを、事後的に得られた情報と対照しながら指摘している(原告準備書面(6)及びそこで指摘する証拠等)。それゆえ、日本の場合のみ、同様の事項を公表したために被告が主張するような日本の安全が害されるおそれ等が生じるとは考えられない(なお、本準備書面別紙1の3に整理したとおり、当初の不開示決定の際には、外務省は国の安全を不開示理由として挙げていなかったのであり、その点をそれほど不開示理由として重視していなかったことがわかる。)

仮に、当該不開示部分に記載された内容が、将来、いずれかの国の武力行使事案についても一定程度当てはまるとすれば、それは時代や情勢の変化によって左右されないような、他国も当然把握しているごく一般的な情報収集手法や分析手法であるから、他国がこれを知ったとしても日本の対応等を正確に予測することなどできず、結局、3号該当性は認められない。

## (8) 項目「検討・意思決定プロセス」

### ア 追加開示からわかったこと

今回の本件追加開示決定④により、当該不開示部分のうち一文だけが開示されたが、被告は記載された文章の内容をただ説明するだけで、不開示を維持する部分との違いを具体的に説明していない。

追加開示された一文は、外務省と政務レベルの間などで検討・意思決定が行われていたという、具体性のない一般的な意思決定の説明程度である。このような公表して差し支えない情報すら、外務大臣は当初不開示にしていたのであり、このことは、外務大臣が、不開示事由たる3号ないし6号の該当性判断を少なくとも適切に行使してこなかったことを示している。

#### イ 被告の主張に対する反論

被告は、不開示を維持している部分に、政府内での政策検討・決定プロセスに関する具体的な内容が要点を絞って記載されていると主張するが、被告の説明によっても、不開示部分には、外務省と官邸との協議・検討・意思決定内容などの通常の政策決定プロセスそのものが書かれているに過ぎない。通常の政策決定プロセスは、日本の行政組織をある程度詳細に知る者であれば容易に知りうることである。

また、検討・意思決定の具体的な内容の記載があるとしても、前述のように、多種多様な事情によって、外交課題ごとに情報収集すべき情報内容や収集先・収集手段、政策検討上重視する要素や、関係諸国の範囲及び重視すべき関係国がそれぞれ異なるのであるから、政府内での政策検討・決定プロセスに関する具体的な内容が一定程度公表されたとしても、日本の対応が推測され、日本が他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとは考えられず、3号該当性を強調する被告の主張は大仰である。

### (9) 項目「武力行使の支持に至るプロセス」について

#### ア 説明が不十分であること

本件追加開示決定④により、当該不開示部分は(ア)から(エ)の項目別の記載からなることがわかった。そこで、前述と同様に、3号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを被告において証明するために、各項目ごとに、何に関するどのような記載がなされており、なぜ各項目が不

開示事由に該当するのかを具体的に説明されたい。

#### イ 被告の主張に対する反論

被告は、不開示を維持する部分には、日本が対イラク武力行使に対する支持を表明するに至るまでの政策決定プロセスについて、日本が具体的にいかなる要素を重視して政策決定を行ったのかが如実に表れていると主張する(被告準備書面(8)21頁)。しかし、前述のとおり、特定の時代の、特定の国から特定の国に対する武力行使の影響は、武力行使に関係する特定の国と日本との地理的・政治的關係や、当該時代の国際關係によって大きく異なるのであり、日本が具体的にいかなる要素を重視して政策決定を行うかもこれらの事情によって必然的に異なるはずであって、変わらないのはごく一般的な要素や視点程度と思われる。

現在から15年前の2002年頃の国際情勢や二国間關係等は、現在とは大きく異なるのであるから、15年前の概括的な記載を公開しても3号該当性が認められるとは考えられない。ごく一般的な要素や視点についても、これを開示して日本に不利益があるとは考えられないから、3号該当性は認められない。

#### (10) 項目「米側への働きかけ」について

被告は、この項目について一文のみ開示した上で、不開示を維持した部分には、非公開を前提に行った米国との個別具体的なやり取りの内容に関する記載があり、これが公にされると米国との信賴關係が損なわれると主張する。

しかし、わずか半頁程度の分量で、非公開を前提に行った米国との個別具体的なやり取りの内容が記載できるとはとても考えられない。また、「報告の主なポイント」(甲4の2)では、日本から米側への働きかけに相当する内容として、「米国に対しては、武力行使の前に外交的手段を尽くすべきであり、国際的連帯が必要であるとの考え方を繰り返し伝達〔した〕」ことが公にされている。

このような基本的な方針は公表されているから、それに対応するわずかばかりの分量に納められたやりとりの内容に関する記載を開示することに支障があるとは考えがたい。さらに、「非公開を前提に行った」ことについての具体的な説明もなく、被告は、単に公表していない情報について、根拠なく「非公開を前提に行った」と主張しているに過ぎないと考えられる。

原告準備書面(6)でも説明したように、米国自身、「大量破壊兵器に係る米国の情報能力に関する委員会」において600頁以上の詳細な検証報告書を作成して公表している。同じく米国の同盟国である英国は、チルコット委員会が作成した報告書において、米国とのやりとりを詳細かつ具体的に、相当な分量を割いて記載し、公表している(甲16の2ないし3)。

米国や英国のこれらの公表状況からしても、日本だけが、わずかな分量に記載された程度の米国とのやりとりを非公開とする根拠はない。

#### (11) 項目「米国以外の各国への働きかけ」について

##### ア 追加開示からわかったこと

本件追加開示決定④により、被告準備書面(8)22頁の説明のとおり、日本がフランス・ロシア・ドイツを含む安保理メンバーに対し、いわゆる第2決議の採択のための働きかけを行ったこと、日本が総理大臣特使をイラク及びイラク周辺国に派遣したこと、フランスとの間で小泉総理が電話首脳会談を行ったことなどの部分が新たに開示された。

開示された文章はいずれも抽象的あるいは一般的な記述に過ぎないが、当初、外務大臣はこのような情報すら不開示にしていたのであり、このことは、外務大臣が、不開示事由たる3号ないし6号の該当性判断を少なくとも適切に行使してこなかったことを示している。

##### イ 不開示を維持した理由についての反論

被告は、不開示が維持された部分について、「働きかけを行う背景に当た

る、我が国の他国への評価や働きかけの狙い、また働きかけのないようやその結果、さらに本件検証としての評価等が、他国との関係で公表されていない内容も含めて記載されている」と説明し（被告準備書面(8)22頁）、公にされると、日本がどのような政策的意図のもとに各国に対し働きかけを行っていたかが明らかになり、関係国が日本の行う検討、比較衡量及びそれに基づく対応を予測することが容易となり、関係国と日本との間で、日本が不利な立場に置かれる結果、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると主張する。しかし、上記のような従前の被告の主張態度からすれば、この主張もやはり、3号該当性について厳格な解釈を採らずに、抽象的なおそれを大仰に主張しているとしか考えられない。

「報告の主なポイント」(甲4の2)には、米国以外の各国への働きかけに相当する記述として、「外務省としては、当初から一貫して、国連を中心とした平和的解決を目指すとともに、国際的な連帯を確保して問題解決を図ることが重要との観点から外交努力を行った」(甲4の2・1頁)、「イラクの査察受入れがあくまでも第一であること、そのためにも国際的なコンセンサスを形成する努力が必要であること等の基本的な考え方をとりまとめた」(同2頁)、「その他の関係国に対しても、イラクによる査察無条件受入れに向けた新たな安保理決議の採択について累次働きかけを行った」(同)、「イラクに対しては、無条件の査察受入れを粘り強く働きかけたほか、安保理メンバー国に対して、イラクの決議履行を促すための第2の安保理決議の採択を目指すよう累次の働きかけを実施し、さらに、イラク周辺国に対しても、総理大臣特使の派遣等を通じ、イラクによる査察受入れの重要性について働きかけた。こうした関係国への働きかけは、2003年2月下旬から3月にかけて、米英等の武力行使直前まで継続して行われた。」(同)といった記載がある。つまり、「報告の主なポイント」には働きかけの内容のみならず、働きかけを行う背景に当たる日本の働きかけの狙いなど、本件文書1の被告がい

まだ開示していない部分に記載されていると考えられる基本的な方向性が示されている。

本件開示決定④により開示された「仏露独を含む安保理メンバーに対しては、いわゆる第2決議の採択のための働きかけを行っている」という記述(乙16・13頁)は、「報告の主なポイント」中の「安保理メンバー国に対して、イラクの決議履行を促すための第2の安保理決議の採択を目指すよう累次の働きかけを実施し」という記述に対応している。「米国以外の各国への働きかけ」の記載は、わずか1頁足らずの分量であるし(乙16・12～13頁)、実際の記載からわかるように、本件文書中の記載は、原告が従前から主張してきたとおり、いずれも概括的な文章にとどまっている。このことからすれば、不開示が維持された部分も、追加開示された部分と同様に概括的な記述に過ぎないことが合理的に推測される。

ごく限られた分量の概括的な記載から、仮に、日本が何らかの検討や比較衡量を行ったことを関係国が知ったとしても、いずれの国も行うであろう検討や比較衡量について述べた程度であれば、そのことから、日本が他国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえるほどに關係国が対応を正確に予測することなどできないはずである。

## (12) 項目「武力行使の法的側面(国際法上の合法性)」について

ア この部分は、本件追加開示決定④によっても、すでに開示されていた項目名以外は不開示のままであった。

### イ 被告の主張に対する反論

被告は、この部分には、「対イラク武力行使にしかるべき法的根拠を持たせるための我が国の見解、当時我が国として連携を重視していた特定の国との調整や、当該特定の国に対する我が国の評価等であり、法的根拠についての我が国や国際社会の見解という結論のみならず、そこに至る過程の検討や

交渉の状況が具体的に記載されている。」と述べ、甲 30 ないし甲 32, 甲 34 とは異なるものであると主張する (被告準備書面(8)23 頁)。

被告も、「法的根拠についての我が国や国際社会の見解という結論のみならず」と述べており、被告の言う「結論」の記載が含まれていること自体は認めている。本項目の見出しに「武力行使の法的側面 (国際法上の合法性)」とある以上、武力行使が国際法上合法と考えられる根拠について記載されているはずであり、それゆえ、関連する安保理決議の概要やイラクによる違反といった内容を含んでいるはずである。たとえば、甲 32 に見られるとおり、簡略化されたチャートや箇条書きを用いて法的根拠を説明した場合でも法的根拠の記載は約 1 頁に及んでいる。それに対し、本項目の分量は半ページ程度に過ぎない (乙 16・13~14 頁)。本件報告書は箇条書き等を用いずに文章形式で説明をしていると考えられるから、法的根拠 (被告の言う結論) だけでもかなりのスペースを必要とするはずである。それに加えて、被告の言う法的根拠について一定の見解に至る過程の検討や交渉の状況を、そのような限られたスペースに具体的に記載できるとは俄かに考えがたい。その点を措き、仮にそのような記載が含まれるとしても、実際には概括的・抽象的な記載にならざるを得ないはずである。

被告は、ここの記載は原告が示した法的根拠について記載した文書 (甲 31 ないし 32) とは異なると主張するが、原告準備書面(6)12 頁以下で述べたように、イギリスやオランダの検証報告書では、法的根拠についての検討・意思決定過程や交渉の状況の具体的記載を、当時の検討や交渉過程について評価した記述部分も含めて公表している。

被告は、諸外国が検証報告書等を公表しているからといって 3 号該当性が否定されないとも主張するようであるが、その理由は述べられていない。他国が公表している種類の情報 (甲 23 の 5, 甲 24) を日本が公表しても、3 号にいう「国の安全が害されるおそれ」がないことはもちろん、「他国若し

くは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」もなく、「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」もないというべきであり、被告は3号の「おそれ」を不当に拡大解釈しているとしか考えられない。

### (13) 項目「武力行使支持の理由」について

ア この部分において、本件追加開示決定④で、新たに開示された部分はない。

イ 被告の主張に対する反論

武力行使の支持の理由については、これまでの公表資料として、2003年3月18日、小泉総理(当時)が国民の理解と協力を得たいと述べたうえ、「大量破壊兵器、或いは毒ガス等の化学兵器、或いは炭素菌等の生物兵器、これがもし独裁者とかテロリストの手に渡った場合、何十人何百人の規模で生命が失われるということではない、何千人何万人、或いは何十万人という生命が脅かされるということを考えますと、これは人ごとではないなど、極めて危険なフセイン政権に武装解除の意思がないということが断定された以上、私(総理)は、アメリカの武力行使を支持するのが妥当ではないかと思っております」と説明し(甲13)、また、同月20日、「日本政府はこれまでもイラクに対しても、また、アメリカ、イギリス、フランス等に対しましても、平和的解決が最も望ましい、そういう努力を最後まで続けるべきだと訴えてまいりました。しかしながら、事ここに至って、残念ながらイラクはこの間、国連の決議を無視というか、軽視というか、愚弄してきました。十分な誠意ある対応をしてこなかったと思います。私はこの際、そういう思いから米国の武力行使開始を理解し、支持いたします」と説明している(甲35)。

また、外務省は、「イラクの大量破壊兵器問題 (我が国の武力行使支持理由と事実認識) ～これまでの政府見解・国会答弁のまとめ～」(甲31)において、「イラクによる国連安保理決議違反がわが国の支持の根拠」、「大量破壊兵器の有無は、日本が対イラク武力行使を支持した直接の根拠ではない」

と説明している。

被告も、「不開示部分には、既に公にされている、我が国が武力行使を支持した主な理由のみならず」と述べ（被告準備書面(8)24頁）、日本が武力行使をした主な理由の記載があること自体は認めている。

加えて、被告は、「我が国の安全保障環境にいまなお深く関係する国や地域の情勢やこれらと我が国の関係に係る我が国の評価などを踏まえて更に踏み込んだ実際的な理由が記載されている」と述べる（同）。

この部分にいかなる記載があるかは定かではないが、想定できる記載としては、たとえば、①米国から「コアリションリスト」（「国際社会が、武力行使も辞さないとの毅然たる態度を示し、一致してイラクに最大限の圧力を加えることにより、イラクの武装解除の義務履行を迫るとの米国のアプローチを支持する国のリスト」（甲36）「に日本を含めて差し支えないか、との打診が〔あり〕」「リストに含まれることに同意した」（甲36）という経緯があるために即座に武力行使の支持を表明したという趣旨の記載、あるいは②かつて湾岸戦争時に日本が拠出した支援金について、時期的に遅いと他国から批判された話があったが、同様の評価を受けまいや即座に武力行使支持を表明したという趣旨の記載、あるいは③早期に支持を表明した方が戦後復興における経済活動に関与するうえで有利に働くため即座に武力行使を支持したという趣旨の記載などが「踏み込んだ実際的な理由」に含まれている可能性はある。しかし、そのいずれであるにせよ、あるいはそれ以外の理由であるにせよ、そのようなことは開示の有無にかかわらず想定可能である。また、そのような理由に基づいて武力行使を支持したことの是非が問題になることはあるとしても、それを開示することが、「現在の我が国の対応を予測させることにつながる」とか「他国との交渉上不利益を被るおそれ」につながるといふことはおよそ考えがたい。

#### (14) 項目「国民への説明責任についての検証：国会、広報等」について

##### ア 説明が不十分であること

本件追加開示決定④によっても、「(1)」の大半及び「(2)」の冒頭部分が不開示とされている。被告には、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示す必要があるから、(1)と(2)の各項目ごとにどのような情報が記載されており、いかなる理由で不開示としているのかについて具体的に説明する必要がある。

##### イ 被告の主張に対する反論

今回開示された部分について、被告は、「具体的なメッセージを含む広報活動の態様、国会議員への説明等の具体的な取組について、その効果も含めた詳細な検証結果が記載されている」(被告準備書面(5)50頁)などと説明していた。今回の開示によって明らかになったのは、この部分に記載されている事項は、外務省や政府が行っていた説明の内容であって、国民やメディア関係者、あるいは国会や政党を相手とする行為であるから、およそ公にすることを憚るようなことではない。なお、「効果も含めた詳細な検証結果」に該当すると思われる記載は、大手新聞に掲載された世論調査の結果や内閣支持率の変化という、やはりおよそ不開示を正当化できるような内容ではないということである。

いまだ開示されていない部分について、被告は、「説明責任を果たすための具体的な手法や目指すべき国民の理解の在り方に関する外務省内における検討内容が記載されている。より具体的には、政府がいかなる考え方の下、どのような方法で、国内の世論形成に努めていたかに関する検討状況や、これを踏まえて他国に対して行っていた働きかけに関する記載が存する」と説明する(被告準備書面(8)24～25頁)。この部分の開示箇所と不開示の箇所の位置関係としては、不開示部分の後ろに開示部分があるが、開示部分は上記のようにおよそ隠すべきような内容でない。なお、不開示部分は量的に10

行程度に過ぎない。そのことに加え、この検証作業は、当時の外務大臣の指示を受けて開始し、最終的に玄葉光一郎外務大臣（当時・民主党）に対して報告されたものであること（甲4の1）も踏まえると、公にした場合に驚くような新事実や評価が記載されているとは考えがたい。これらを開示できない合理的、説得的な理由は示されていないと言わざるを得ない。

（15） 項目「7. 教訓と今後の取組」中の「情報収集・分析」について

ア 説明が不十分であること

この部分において、本件追加開示決定④で、「(1)」ないし「(3)」のそれぞれの一部が開示された。被告には、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示す必要があるから、「(1)」ないし「(3)」の各項目ごとにどのような情報が記載されており、いかなる理由で不開示としているのかについて具体的に説明する必要がある。

イ 被告の主張に対する反論

被告は、不開示を維持する部分には、「活用すべき情報収集先、外務省における政策担当部局と情報担当部局の具体的な連携方法、情報の分析に際しての考え方等について、当時の活動に対する評価や今後の指針が記載されている」と説明する。

「7. 教訓と今後の取組」中の「活用すべき情報収集先」に対応する記述として、「報告の主なポイント」（甲4の2）の「<教訓と今後の取組>」には、「当時の情報源のほとんどが各国政府及び国際機関関係者であったと見受けられることに鑑み、国内外の専門家の意見や分析を一層活用すること」

（甲4の2・4頁（ウ）・下線は原告代理人）という記載がある。このうち、下線部分は本件文書1のこれまでに開示された部分に記載がないから、下線部分に対応した記述がいまだ開示されていない箇所に含まれていると考えられる。

「外務省における政策担当部局と情報担当部局の具体的な連携方法」に対応する記述として「報告の主なポイント」には、「政策部局からのきめ細かい情報要求等を通じて政策担当部局と情報担当部局の一層の連携を図ること」(甲4の2・4頁(イ)・下線は原告代理人)という記載がある。このうち、下線部分は本件文書1のこれまでに開示した部分には記載がないから、下線部分に対応した記述がまだ開示されていない箇所に含まれていると考えられる。

「報告の主なポイント」は、「<教訓と今後の取組>」に約2頁を割いている。上述した被告説明による「当時の活動に対する評価」のうち、積極的に当時の活動を評価した記述に対応すると思われる記述は「報告の主なポイント」の3頁に「以下の諸点については概ね適切な対応がなされたものと思われる」として3点に分けて記載されているが(甲4の2・3頁)、それに対応する記述は本件文書1の該当する開示部分に見当たらない。

上記の点に加え、不開示部分のスペースに照らしてそれほど長文の記載は不可能なことも踏まえると、不開示部分には、これらの内容に対応した記述が、ほぼそのまま、あるいは多少表現を変更した程度で記載されていると合理的に推測できる。

すでに開示された記載や、不開示部分に関して上記のような事項が記載されていると考えられることに照らすならば、活用すべき情報収集先、外務省における政策担当部局と情報担当部局の具体的な連携方法が特異なものであるとは思えず、「我が国の情報収集活動及びそれに基づく政府内での政策検討プロセスが明らかとなり、我が国の政策の予見可能性が高まる」という被告の主張は杞憂に過ぎないし、これにより不開示事由該当性を認めることは到底できない。

## (16) 項目「政策決定・実施」について

### ア 説明が不十分であること

この部分において、本件追加開示決定④で、「(1)」ないし「(4)」の一部が開示された。被告には、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示す必要があるから、「(1)」ないし「(4)」のそれぞれ一部及び「(5)」の全てが開示とされているため、各項目ごとにどのような情報が記載されており、いかなる理由で不開示としているのかについて具体的に説明する必要がある。

### イ 被告の主張に対する反論

被告は、不開示を維持する部分には、「政策決定過程における外務省内及び外務省と官邸の調整・検討状況、米、英、仏、独、イラク、イラク周辺国等との連携に対する評価及び我が国の考え方、大量破壊兵器の存否に関する我が国の検討に対する分析・評価について記載されている」と説明する。

このうち、「米、英、仏、独、イラク、イラク周辺国等との連携に対する評価及び我が国の考え方」に対応すると思われる記述として、「報告の主なポイント」(甲4の2)には、「米国はもちろんのこと、英、仏、独、イラク、イラク周辺国等との関係でも、電話会議を含む首脳・外相レベルでの接触や総理大臣特使の派遣を始め、要所要所で、政治レベルによる働きかけを行っている。これらの効果を一層高めるため、特に首脳レベルを始め二国間の相互信頼関係をますます強固にしていく必要がある」(甲4の2・4頁(4)、下線は原告代理人)との記載があるが、下線部分は本件文書1の開示部分には含まれていない。

また、「大量破壊兵器の存否に関する我が国の検討に対する分析・評価」に対応すると思われる記述として、「報告の主なポイント」には、「当時は、イラクが大量破壊兵器を隠匿している可能性があるとの認識が国際社会では広く共有されていたが、調査の結果、当時、イラクに大量破壊兵器が存在

しないことを証明する情報を外務省が得ていたとは確認できなかった」という記述があるが（同3頁2(1)）、それに対応する記述は本件文書1の開示部分には見当たらない。さらに、「報告の主なポイント」には、「査察への全面的な協力を通じて大量破壊兵器の廃棄等を自ら証明すべき立場にあったのはイラクである」といった指摘があるが（同3頁2(2)）、それに対応する記述は本件文書1の該当する開示部分に見当たらない。さらに、「報告の主なポイントには、『イラクにおける大量破壊兵器の存在』など、国際的に概ね認識が一致していたような情報といえども敢えて批判的な視点から分析し、政策の検討を行っていくことが重要であろう」という記載があるが（同4頁(3)）、それに対応する記述は本件文書1の該当する開示部分に見当たらない。

以上の点に加え、不開示部分のスペース的にそれほど長文の記載は不可能であることも踏まえると、不開示部分には、これらの内容に対応した記述が、ほぼそのまま、あるいは多少表現を変更した程度で記載されていると合理的に推測できる。

以上の点を踏まえると、15年も前の国内及び諸外国との連携内容や評価、大量破壊兵器が結論として見つからなかったという特殊な事案に関する評価を公にしたからといって、「我が国の情報収集活動及びそれに基づく政府内での政策検討プロセスが明らかとなり、我が国の政策の予見可能性が高まる」という被告の主張は杞憂に過ぎないし、これにより不開示事由該当性を認めることは到底できない。

#### (17) 項目「国民への説明責任」について

ア この部分において、本件追加開示決定④で、新たに開示された部分はなく、本文は全面的に黒塗りである。

イ 被告の主張に対する反論

被告は、「外交政策に対する国内における理解・支持を得られているかは、当該政策の持続可能性や国際社会における説得力等に関わり、当該政策の効果に多分に影響を与えるものである」等と主張し、そのことから「他国がこれを参照することで... 我が国の政策の予見可能性が高まる結果、他国との交渉上不利益を被るおそれ、また国の安全が害されるおそれがある」と主張する（被告準備書面(8)27頁）。被告の言う「影響」は、たとえば、国民の支持が低い外交政策は長期には継続しがたいといった考えを示唆しているかもしれないが、そういった「影響」は、外交政策を決定する権限を持つ者が国内の理解や支持にどれだけ耳を傾けるか、換言すれば、外交政策の決定に対してどれだけ民主的統制が及ぶかといった時々の政権の姿勢や政権支持率などにも左右される事情である。それゆえ、影響の程度も様々であるし、時期によっても異なるから、他国にとって日本の政策の予見可能性が高まるなどとは到底言えないはずである。しかも、ここで問題になっているのは、15年近く前のイラク戦争に関する国内における理解・支持の問題であるから、それが将来の日本の政策の予見可能性を高めることになるという被告主張には飛躍がある。

また、「報告の主なポイント」（甲4の2）に照らせば、この部分には、「本件に対する国民の理解を得るための広報の重要性は早くから認識されており、また、ホームページを含め種々の努力が払われてきたが、国民への説明方法等につき、一層の改善をする余地があると思われる」という記載に対応する記載がなされているはずである（本件文書1の記載スペースの方が、「報告の主なポイント」の同様の記載スペースよりも数行程度は多いが、それほど具体的あるいは踏み込んだ記載があるとは思われない。）。

従前、被告は、この部分の記載内容について、「項目『国民への説明責任にいての検証：国会、広報等』について」（上記14）と同趣旨の説明をしてきたにもかかわらず（同項目については今回、一部開示された。）、今回、

この部分の全てについて不開示を維持した理由について、具体的な説明を全くしていない。

(18) 「参考資料2(検証チーム名簿)」について

ア この部分において、本件追加開示決定④で、検証報告書作成当時、幹部として外務省ホームページに記載のあった者の氏名及び当時の肩書が新たに開示された。

イ 被告の主張に対する反論

被告は、不開示を維持する部分について、「当時非幹部職で氏名や肩書も公表されていなかった者である」、「その氏名が公になることにより不当な働きかけの蓋然性が高まる程度は、氏名等が公表されていた者に比してより大きい(い)」などと主張するが、氏名の公表されていない非幹部職の者の方が、氏名の公表されている幹部職の者よりも不当な働きかけの蓋然性が高まるという被告の論理は全く理解できない。

### 第3 結語

被告は、いまだに部分的に不開示を維持しているが、以上検討してきたとおり、そのいずれについても不開示を維持する正当な根拠があるとは思えない。

今後の進行としては、本準備書面の随所で原告が要求している説明の補充を被告が行うことを求めるが、仮に被告がそれに応じない場合、十分な説明がないことも斟酌したうえで裁判所が判決によって判断することを求めるものである。仮に被告が説明を行うのであれば、原告としては一度反論の機会をいただきたい。

いずれにせよ、本件では情報公開請求からまもなく3年が経過する。原告としては、迅速な訴訟進行と早期の結審を望むものである。

以上

「1 (1) イラク戦争の経緯」のうち「(ア) 湾岸戦争」、「(イ) 大量破壊兵器の隠匿」、「(ウ) 2001年以降の展開」において今回開示された内容及び従来の被告主張の整理

被告は本件決定④により、これまで「(ア) 湾岸戦争」、「(イ) 大量破壊兵器の隠匿」、「(ウ) 2001年以降の展開」という小見出ししか開示していなかった箇所について、対応する本文全文を開示するに至った（この開示部分を「該当開示部分」という）。

次に検討するとおり、該当開示部分の内容は、公知の事実ばかりである。そのような記載事項について、被告がこれまでにどのように理由を付けて開示を拒んできたのかを、以下に分けて検討する。

1 該当開示部分の内容

「(ア) 湾岸戦争」に記載されているのは、安保理決議660、同678、同687がそれぞれ採択された日付と各決議の概要のほか、イラクがクウェートに侵攻し、撤退しなかったために多国籍軍が攻撃を開始し、優位に戦闘を進めてクウェート市を解放し、そして当事者間で暫定停戦協定が署名されたといった戦争に関する出来事とその日付である。

「(イ) 大量破壊兵器の隠匿」に記載されているのは、安保理決議687の内容と、同決議によって設置されたUNSCOMとIAEAとが査察を実施したということ、査察の結果、イラクがかつて核兵器開発を秘密裡に行っていたことが判明したこと、亡命した元イラク軍人により生物兵器の製造が判明したこと、1980年代のイラン・イラク戦争で実際に化学兵器使用していたこと、イラクにより査察拒否や妨害が続き、米英軍による「砂漠の狐」作戦

と呼ばれる空爆が行われたこと、安保理決議1284が採択された日付とその概要等である。

「(ウ) 2001年以降の展開」に記載されているのは、2001年1月以降のブッシュ政権の始動、米英軍による空爆の継続、同年9月11日の米国同時多発テロの発生、ブッシュ大統領による、イラク、イラン、北朝鮮の「悪の枢軸」との名指し、イラクによる無条件の査察受入れの表明と安保理決議1441の採択とイラクの受諾、査察の再開、その後のイラクによる消極的対応、米国、英国及びスペインによる「第2決議」の共同提出と査察継続を主張する仏・露・独等との対立の鮮明化、「第2決議」案の採択の断念、2003年3月20日の戦争開始等の日付と事実である。

これらはいずれも公知の歴史的事実であり、しかも、それらの事実が基本的に時系列に沿って簡潔に記述されている。目新しい事実は特にない。

## 2 開示に至るまでの経過

では、該当開示部分に対する被告のこれまでの対応はどのようなものであったか。請求と決定の経過を時系列で振り返ると次のとおりである。

2015年1月12日	原告による開示請求(甲1)
2月12日	外務大臣による不開示決定(甲3)
4月17日	外務大臣による不開示決定(甲2)
2016年3月30日	本件追加決定(乙3) (項目名の開示)
2017年10月31日	本件追加開示決定④(乙15)

## 3 不開示とするための被告の理由付け

本件文書1の具体的な記載事項について被告がこれまでに提出した準備書

面は、準備書面(2)、同(5)、同(7)である(なお、該当開示部分を開示するに至ったため、準備書面(8)には関連する記述はない。)。該当開示部分について被告が行ってきた不開示決定での理由ないし準備書面での主張(長くなるため、3号関係の箇所限定する)は次のようなものであった(不開示決定中の理由では「国の安全が害されるおそれ」はあげていなかったが、本訴訟になってから理由を追加している。)

**不開示決定中の理由：**

「公にすることにより、他国との信頼関係を損なうおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるととも、当該文書は我が国政府部内の協議の内容に関する記録であって、公にすることにより政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示としました。」

**準備書面(2)：**

「当該不開示部分に係る情報は、本件検証を行う上での前提となる対イラク武力行使に至るイラク情勢に関する経緯・背景等を中心とした、イラク情勢に関する事実関係を整理したものであるところ、これら事実関係は政策決定過程に関する検証を行うことを目的とした取捨選択を経たものであり、公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけでなく、我が国が当時判断を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等が明らかになり、報告書の具体的な内容に関して類推することが可能となる。これにより、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、

イラク情勢をめぐる動きについての我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。したがって、公にすることにより、これらの他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

さらに、当該不開示部分に係る情報には、関係各国の対外政策やイラク情勢をめぐる関係各国の立場に関する言及も含まれているところ、対イラク武力行使の発生から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係各国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引続き外交活動に従事している中で当該情報を公にすれば、関係各国との信頼関係が損なわれるおそれがある。」

#### 準備書面(5) :

分量を明らかにすること自体、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、当該不開示部分の分量を明らかにしていないのであって、「およそ2頁」であることを前提とする原告の主張は、前提を欠く。

この点をおき、「報告の主なポイント」等で既に公表されている内容が含まれていたとしても、当該不開示部分は、政策決定過程に関する検証を行うことを目的とした取捨選択を経たものであるから、公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけでなく、当該不開示部分に記載された事実と、これに記載されていない事実(公表されている事実ではあるが本件文書1には記載されることがなかった事実)とを比較対照したり、あるいは、当該不開示部分に記載された事実のうち、「報告の主なポイント」等の公表資料には記載されていない事実を精査したりすることによって、我が国が当時判断を行う上でいかなる事実関係を重視したか、あるいは格別重視しなかった事実は何かを推察することが可能となり、ひい

ては我が国が重要視した視点、論点、関心事項等が明らかになるから、その結果、本件文書1に記載された具体的な検証内容を類推することが可能となるものである。これにより、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる。

また、イラク情勢をめぐる動きについての我が国の認識が明らかになることにより、イラク及び周辺国その他関係国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。」

**準備書面(7) :**

「原告は、当該不開示部分の内容が外務省ウェブサイトに掲載されている別の資料と項目立てが類似しており、当該不開示部分と当該公開情報が内容も同様であるとして、不開示情報に該当しないと主張するが（引用略）、本件検証を行う上での前提となる事実関係の整理として作成された当該不開示部分と、広く一般に当時のイラク情勢を客観的に説明することを目的として作成された当該公表情報ではおのずと性質が異なるところ、仮に、当該不開示部分と上記のような公開情報に共通の内容が含まれているとしても、その趣旨や位置付けも異なることから、原告の主張は理由がない。」

該当開示部分について挙げていた理由と同じ理由をあげて不開示を維持している箇所の説明

\* ここでは、本件追加開示決定④がなされる前に被告が不開示部分を19の部分に分けて説明していたことに倣い、冒頭から数えて、「4番目の不開示部分」「19番目の不開示部分」などという。被告準備書面(2)の目次参照

#### 1 法5条3号該当性に関する主張

被告は、該当開示部分が法5条3号の「国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由がある」と主張し、その具体的な理由を、二つ挙げていた。

一つ目は、当該部分は特定の事項を取捨選択して事実関係を整理したものであり、「公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけでなく、我が国が当時判断を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等が明らかになり、報告書の具体的な内容に関して類推することが可能となる」、これにより、「将来的に類似の事案が発生」した場合、関係国が自国を利するための参考にするというもので、二つ目は、「関係各国の対外政策やイラク情勢をめぐる関係各国の立場に関する言及も含まれているところ、対イラク武力行使の発生から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係各国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で当該情報を公にすれば、関係各国との信頼関係が損なわれる」というものであった(被告準備書面(2)10,11頁)。

該当開示部分の3号該当性の主張は撤回され、被告は、ここで挙げた理由は誤

りであったことを事実上認めたと等しいものであるが、これらの理由は、該当開示部分だけでなく、他の不開示部分においても用いられている。

たとえば、一つ目の理由は、5番目の不開示部分から7番目の不開示部分、9、10及び14番目の各不開示部分で、ほぼ同じ表現が用いられて説明されている（被告準備書面(2)15, 17, 19, 22, 24 及び 31 頁）、二つ目の理由は、4番目の不開示部分、10番目の不開示部分で同じ趣旨の理由が述べられている（同 13 及び 24 頁）。

該当開示部分における理由が誤りであったとすれば、これらの部分についての理由も誤りである可能性が大いにある。

## 2 法5条5号該当性に関する主張

被告は、該当開示部分が法5条5号の「政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること」として、その具体的な理由を、不開示部分の情報は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と説明していた（被告準備書面(2)11頁）。

該当開示部分の5号該当性の主張は撤回され、ここで挙げた理由は誤りであったことを事実上認めたと等しいものであるが、この具体的な理由は、該当不開示部分だけでなく、他の不開示部分においても、ほぼ同じ文言で登場する。

具体的には、4番目の不開示部分から18番目の不開示部分における5号該当性は、該当開示部分とほぼ同じ表現で説明されている（被告準備書面(2)14, 15, 18, 19, 21, 23, 25, 27, 28, 30, 32, 34, 35, 37 及び 39 頁）。

該当開示部分における5号該当性の理由が誤りであったとすれば、これらの部分についての理由も誤りである可能性が大いにある。

### 3 法5条6号該当性に関する主張

被告は、該当不開示部分が法5条6号の「外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として、その具体的な理由を、開示すると「我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけでなく、我が国が当時判断を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等が明らかになることから、将来的に類似の事案が発生」した場合に、外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあると説明していた（被告準備書面(2)12頁）。

該当開示部分の6号該当性の主張は撤回され、ここで挙げた理由は誤りであったことを事実上認めたに等しいものであるが、この具体的な理由は、該当開示部分だけでなく、他の不開示部分においても、ほぼ同じ文言で登場する。

例えば、1番目の不開示部分では、二つ挙げた理由のうち二つ目が、上記の理由とほぼ同じである（被告準備書面(2)8頁）。

4番目の不開示部分から15番目の不開示部分、さらに、17番目、18番目の部分も、6号該当性について、3番目の不開示部分とほぼ同じ表現で説明がなされている（被告準備書面(2)14, 16, 18, 20, 22, 23, 25, 27, 29, 31, 32, 34, 38 及び 40頁）。

該当開示部分における理由が誤りであったとすれば、これらの部分についての理由も誤りである可能性が大いにある。